

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：食品表示法

規制の名称：包括的かつ一元的な食品表示制度の創設

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：消費者庁食品表示企画課

評価実施時期：平成31年3月

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

規制の新設後の社会情勢の変化としては、アレルギー等の食品の安全性に関する食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）に従った表示がされていない食品については、食品関連事業者による自主回収（リコール）情報を一元的に行政機関が集約し、速やかに消費者に対し公表する仕組みの構築の要請が高まったことが挙げられる。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況）を設定する。

食品表示法（平成25年法律第70号）が制定されなかった場合、現行の食品衛生法（昭和22年法律第233号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、健康増進法（平成14年法律第103号）の3法の改正によって対応することになると考えられるが、法の目的が異なるために、用語の使い方や定義が異なったままであるといったような、消費者及び事業者双方にとって、表示制度が分かりにくい状況が続いていたことが想定される。

また、栄養表示制度についても、健康増進法において、栄養表示を事業者の任意に委ねていれば、一般消費者が健康増進のために、栄養成分量を把握したいと考えても、これらの情報を得ることが必ずしもできない状態が継続することとなっていた。

こうしたベースラインの考え方については、事後評価時の現在においても変わりはない。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

食品表示法は、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、内閣総理大臣による基準の策定、その基準の遵守、基準に違反した者に対する是正措置その他の必要な事項を定めており、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度として、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保に資してきたものであることから、当該規制の必要性は引き続き認められる。

なお、アレルギー等の食品の安全性に関する食品表示基準に従った表示がされていない食品については、食品関連事業者等による自主回収情報を一元的に行政機関が集約し、速やかに消費者に対し公表する仕組みの構築の要請が高まったことを踏まえ、平成30年12月に食品関連事業者に食品の回収の届出を義務付ける改正法が成立したところである。これにより、行政機関が全国の食品の自主回収情報を確実に把握し、食品の自主回収情報を公表すること等を通じて、対象食品の喫食を防止し健康危害を未然に防ぐことや、食品の安全性に関する食品表示基準の遵守の徹底を図ることができることとなる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には、遵守費用として

- ①食品の表示に関する基準の策定及びその基準の遵守義務
- ②基準違反に対する是正措置
- ③立入検査等の調査権限の整備

が考えられるとしていたところ、これらは僅少であるか又は適正な表示を行う健全な事業者にとっては特段発生しないものとしていた。

事後評価時においても、この想定費用外の費用は発生しておらず、想定とのかい離は認められない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には特段行政費用は発生しないとしていたところ、事後評価時においても想定外の費用は発生しておらず、想定とのかい離は認められない。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時には、当該規制の効果として、

- ① 3法を統合した包括的かつ一元的な食品表示制度が創設されることで整合的な基準が定められ、定義や用語の統一が図られることなどによる、消費者及び事業者双方に適った表示制度の構築
 - ② 栄養表示の義務化による、消費者が日々の栄養・食生活の管理に活用し得る環境の促進並びに、是正措置の整備による、適正な表示制度の運用及び消費者の保護の充実
 - ③ 質問調査や物件提出命令など、必要限度における新たな権限を行政に付し、指示・命令の是正措置を明文化して行政権限を明らかにすることによる、制度の適正な運用及び違反した業者に対する表示是正のためのより適切な管理
- が想定された。

規制を新設することで、各々の向上の促進に寄与したと考えられるため、事前評価時に予測した効果とかい離はないが、どの程度、表示制度の運用が図られたかなどの指標を設定することは困難である。そのため、効果を定量的に把握することは困難である。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

「⑥ 効果（定量化）の把握」で記載したとおり、当該規制の効果については定量的に判断することは困難であることから、金額換算を行うことができない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

消費者庁では、食品表示法に基づく新しい食品表示制度について、消費者・事業者等への普及啓発を行い、円滑な施行とその定着を図るため、食品表示に関する消費者意向調査を平成 29 年度に行った。本調査は、消費者の食品表示制度に対する理解度等を調査し、その結果を分析することで、食品表示法等の関係法令やガイドライン等の定着状況を把握するとともに、消費者の食品表示に対するニーズを把握し、食品表示制度の見直しに役立てることを目的とする。その中で、食品表示がどのようなものか知っていると答えた者は 65.8%であった。食品表示法の新設が、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動するための食品表示の理解に役立っているものと考えられる。

一方、事前評価時に意図していなかった負の影響については、特に発生していない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の費用に関しては、上述のとおり想定外の費用は発生していない。

他方、規制の効果に関しては、消費者及び事業者双方に適った表示制度が構築され、消費者が日々の栄養・食生活の管理に活用し得る環境の促進、並びに是正措置の整備による、適正な表示制度の運用及び消費者の保護の充実が図られている。また、制度の適正な運用及び違反した業者に対する表示是正のためのより適切な管理が行われている。

以上を踏まえ、規制によって発生する費用と効果の観点からは、費用の発生は小さく、効果は発生していると考えられることから、当該規制を継続することが妥当である。